

八戸市農業委員会3月総会議事録

日時：令和8年3月10日（火）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19名中19名

1番 坂本 俊之 出	2番 澤向 敏一 出	3番 内沢 豊 出	4番 外館 政博 出
5番 明戸 政勝 出	6番 坂下 国男 出	7番 馬場 豊 出	8番 松橋 剛志 出
9番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悦子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中18名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 欠	3番 河原木 一実 出	4番 在家 寛人 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 (欠員)	8番 永田 章彦 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 欠
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 欠
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、主幹 柏村 幸、主幹 風張 陶子
主事 妻神 一誠、主事 和山 翔紀、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平
農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長 皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

久保事務局長 事務局の久保から御報告いたします。

本日は、下館推進委員、上明戸推進委員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

次に、本日の議案のうち、議案第 11 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可につきましては、〇〇委員、〇〇委員が当事者に、また、議案第 12 号、令和 7 年度第 11 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員が当事者となっている事案がございます。

〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、進行の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

また、〇〇推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

久保事務局長 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、齋藤 正人 推進委員の御発声に続いてお願いいたします。

【憲章唱和】

ありがとうございました。

久保事務局長 それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。明日、東日本大震災から 15 年、あの地震を体験した人達は、あっという間の 15 年、長かつ

た 15 年、それぞれの 15 年であったと思います。津波のこともですが、原発事故のことも忘れないでほしいなと思っております。特に思うことは、廃炉に向けた作業が一向に進んでいないということに尽きると思います。新聞の記事によりますと、溶け落ちた核燃料 880 t、採集されたものは 0.9 g と書いてありました。そういう現実を考える日にしなければならないのではないかと思います、また明日の 3 月 11 日を迎えたいなと思っております。

また、中東での戦争のこともあります。原油が入ってこないのではないかとこの輸入の問題と併せて、輸出の問題もあります。農産物が結構、中東に出ているようで、和牛や結構な農産物も輸出が滞っていて、契約もどうなるのかという農家や漁業者の方々もいらっしゃるようです。戦争というのは、何も生まれるものではなく破壊されるだけのものであって、早く納得のできる、それぞれが我慢しながら治めていただければいいなと思っております。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、11 番 阿達 福壽 委員、12 番 三浦 豊 委員の両氏を

指名いたします。

日程第 2
会長

次に、日程第 2、議案第 10 号、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

中里次長

事務局中里から、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について御説明いたします。A 4 縦で右上に総会資料別冊とある両面印刷の資料を御覧ください。

農業委員会では、毎年度、最適化活動に係る目標を設定することが国の通知で定められております。令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について事務局案を作成いたしました。それでは資料の 1 ページを御覧ください。

I 農業委員会の状況については令和 8 年 4 月 1 日現在のもので、1 農業委員会の現在の体制のところには、委員の任期・定数等を記載しております。2 農家・農地等の概要では、主に 2020 年農林業センサスに基づき経営体・農業者の数を記載し、ページ一番下の耕地面積は、直近の政府統計調査に基づいて記載しております。次に 2 ページを御覧ください。

II 最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積ですが、①現状及び課題の現状は、これまでの集積面積が 1,104.4ha、集積率 23.3%となっております。②目標は、農業委員会が定める「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で設定した内容とすることが国の通知で定められております。当農業委員会の指針では、令和 12 年度末で 90%の集積率を目標としています。令和 8 年度の目標は、新規集積面積が 568.7ha、今年度末の集積面積累計が 1,673.1ha で、これらは指針での令和 12 年度末の目標面積を年割し、算定したものでございます。

次に、(2)遊休農地の解消の①現状及び課題ですが、直近の状況として 1 号遊休農地面積 143.6ha、そのうち緑区分 96ha、黄区分 47.6ha となっております。②目標のうち、ア既存遊休農地の解消の各項目の数値は、国の通知により、令和 8 年度まで固定の数字を記載するもので、前年度と変更ありません。ア既存遊休農地の解消の a 緑区分の遊休農地の解消ですが、国からの通知により、傾斜地な

ど形状・性質から農地利用が困難なものは解消目標から除外できるとされており
ますので、令和3年度時点の緑区分 130.5ha からそれらを除外した 40.9ha を5
年間で計画的に解消するため、5分の1の 8.18ha を解消目標面積としておりま
す。イ新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地 7.3ha
を解消目標面積としております。続いて3ページを御覧ください。

(3) 新規参入の促進のところ、①現状及び課題の現状は、直近3年度の数値
でございます。②目標は、新規参入者が農地の借入れ等を希望する場合にあっせ
んでできるように所有者から内諾を得ておくもので、直近3年度における権利移動
面積の平均の1割にあたる 7.73ha としております。

次に、2最適化活動の活動目標でございますが、(1) 推進委員等が最適化活
動を行う日数目標は、全委員が1人当たり月に6日の活動を行うこととしており
ます。1年間の活動日数を月平均換算したとき6日となるようにということですが、
少なくとも月1日以上委員活動実施をお願いいたします。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標については、国からの通知により3か月
以上を設定することとされていますので、昨年度と同様に取組時期を9月・1
月・2月の計3回とし、取組項目と強化月間の内容は記載のとおりとしておりま
す。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標については、現時点で八戸市内や
三八地区内等で開催される相談会の詳細が未定のため、参加回数1回を目標とし
て設定し、今後、開催情報が分かり次第、委員の皆様へ情報提供いたします。

事務局案の説明は以上ですが、この目標は毎年度公表することとされておしま
す。本日の総会で承認いただいた目標を、青森県農業会議へ送付し、確認を受け
たうえで4月末までに市ホームページに掲載し、併せて県知事へ報告する予定で
ございます。

県農業会議による確認により、内容に大幅な変更が生じた場合は、4月総会で
修正内容について改めて御説明させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員、〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定の議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、〇〇委員、〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

会長

それでは、〇〇委員、〇〇委員が当事者となっている事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上野推進委員

上野から〇〇農業委員が当事者となっている案件を報告いたします。去る2月26日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号8番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条8番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和7年5月に畑を渡人の要望のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は150m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は60年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人女1人で全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機各4台、管理機2台、田植機、動力噴霧器、バインダー、軽トラック、にんにく植付機、ねぎ掘取機を各1台保有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

谷地委員

谷地より〇〇農業委員が当事者となっている案件を報告いたします。去る2月26日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号15番を調査してまいりました。資料の4ページをお開き願います。

通常、農地法第3条許可申請に係る調査は、申請地に係る地区の農地利用最適化推進委員が担当することとなっておりますが、この案件は申請地が複数の地区にわたっており、担当地区の案件しか調査できないこととなっている推進委員では対応できないため、農業委員が調査することとなりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条15番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・

山林地なしです。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 3 人女 2 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人、兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機を各 1 台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本事案は許可することに決しました。

〇〇委員、〇〇委員の入室をお願いいたします。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

上野推進委員

上野から報告いたします。去る 2 月 26 日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 6 番と番号 7 番を調査してまいりました。資料の 1 ページを

お開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条6番

はじめに番号6番について報告します。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ピーマン、山ウドです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は0mで申請地に隣接する自宅からの距離となっております。耕作道はあり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女3人で、うち農業専従者は男2人、女1人です。農機具保有状況について、トラクター2台、軽バス1台を所有しています。

3条7番

続きまして、番号7番について報告します。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ごぼう、長芋です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は45年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人でうち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター3台、ロールベアラー、タイヤショベルを各2台、肉用牛15頭、繁殖牛40頭を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木推進委員

河原木から報告いたします。去る2月26日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号9番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条9番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎ、大根、白菜、キャベツ、ブロッコリー、じゃがいも、玉ねぎです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約100m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、軽トラック1台を所有、トラクター1台を渡人より借用予定、散布機1台を導入予定となっております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦推進委員

三浦から報告いたします。去る2月26日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号10番と番号11番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条10番

はじめに番号10番について報告します。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大豆、小豆です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和8年1月に田を駐車場へ転用するため、渡人が令和5年10月、令和6年10月に畑を宅地分譲するため売却してお

ります。申請地周囲の状況ですが、通作距離は2 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は70年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女2人で、全て農業専従者です。農機具保有状況について、草刈機6台、トラクター、バインダー、脱穀機、管理機各1台を所有しています。

3条 11番

続きまして、番号11番について報告します。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、ねぎ、かぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は1 km、耕作道について1,552 m²の畑のみありませんが、隣接する土地所有者より通行承諾を得ております。受人の耕作地なし、農地集団化について、1,552 m²の畑、2,499 m²の畑、3,169 m²の畑のみなし、宅地化について、1,552 m²の畑、3,169 m²の畑のみあり、休耕地・山林地について、3,169 m²の畑、539 m²の田、3,627 m²の畑、2,162 m²の畑、4,170 m²の畑のみなしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女2人でうち農業専従者は女1人、兼業者は男2人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター2台、軽トラック、コンバイン、田植機各1台を渡人より借用予定です。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上野推進委員

上野から報告いたします。去る2月26日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号12番と番号13番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。なお、いずれの案件も受人が同一のため、一括して報告いたします。

3条 12、13番

調査には、受人はいずれも代理人が、渡人は、番号12番は本人が、番号13番は代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、

いずれも売買です。申請理由は、いずれも受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、番号 12 番はにんにく、番号 13 番は水稻です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例は、受人が令和 8 年 1 月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離について、番号 12 番は 2 km、番号 13 番は 1 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、うち農業専従者は女 1 人、兼業者は男 1 人です。農機具保有状況について、トラクター 4 台、軽トラック 3 台、田植機、コンバイン、スプレーヤー、2 t トラックを各 1 台所有しています。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

岩崎推進委員

岩崎から報告いたします。去る 2 月 26 日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 14 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 14 番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、キャベツ、レタスです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約 1.3 km、耕作道はありませんが、隣接する公衆用道路について渡人を含む共有名義となっており、その持分 12 分の 1 について、申請地と同時に所有権移転するとのことです。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は 4 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況について、耕運機 1 台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦推進委員

三浦から報告いたします。去る2月26日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号16番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条16番

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男2人です。農機具保有状況について、トラクター、草刈機を各3台、薬剤散布機2台、ハーベスター、バインダーを各1台所有しています。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

河原木推進委員

河原木から報告いたします。去る2月26日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号17番と番号18番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条17番

はじめに番号17番について報告します。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、菜の花、ほうれん草です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者と

しております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は300m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化について畑のみあり、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男2人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況について、トラクター、軽トラック、田植機、コンバインを各1台を所有しています。

3条 18番

続きまして、番号18番について報告します。

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻、にんにく、育苗です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人が令和7年11月、令和8年1月に田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、通作距離は1km、耕作道あり、受人の耕作地について、3,926㎡の田、1,830㎡の田のみあり、農地集団化あり、宅地化について、1,830㎡の田のみあり、休耕地・山林地について、6,905㎡の畑のみありです。農業経験は7年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。構成員は男4人、女2人で全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター5台、コンバイン4台、トラック、田植機を各3台、ドローン2台、トラック1台を導入予定とのことです。

なお、この案件は、受人が農地所有適格法人として農地の所有権を取得するもので、受人は農地所有適格法人の要件である組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件の全てを満たしており、現時点では要件に適合していることを確認しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

三浦委員どうぞ。

三浦委員

11 番ですが、農業経験が 20 年ということですが、これについて聞きたいです。

会長

11 番についてです。

和山主事

この方は 28 歳ですが、小さい頃からおじいちゃん・おばあちゃんの農業の手伝いをしていたということです。トラクターと一緒に乗って作業を手伝っていたというお話があり、御本人が 20 年とおっしゃってありました。

会長

とのことですが。他に何かございませんか。

(なしという声あり。)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本事案は許可することに決しました。

日程第 4

会長

次に、日程第 4、議案第 12 号、令和 7 年度第 11 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたしますが、本議案の中には、〇〇委員と〇〇委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案に係る審議の間、〇〇委員と〇〇委員は退室をお願いいたします。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

進行

それでは、〇〇委員と〇〇委員が当事者となっている事案について、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。

田中主事

農業経営振興センターの田中から、議案第12号令和7年度第11号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。資料の7ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借16件、使用貸借17件の計33件で、借り手及び貸し手の人数は、借り手13名、貸し手33名で、利用権設定面積は合計120,563㎡でございます。

番号1番から資料12ページの番号33番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。

それではまず、〇〇委員が関係する事案を御説明いたします。資料8ページをお開き願います。

促進計画9、10番

番号9番と10番の利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために10年間使用貸借するものでございます。

次に、〇〇委員が関係する事案を御説明いたします。資料9ページを御覧願います。

促進計画14番

番号14番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり5,000円でございます。

市の公告年月日は令和8年4月27日を予定しております。

以上、説明を終わります。

進行	<p>ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
進行	<p>御質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
進行	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本事案は承認することに決しました。</p> <p>〇〇委員と〇〇委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(〇〇委員、〇〇委員入室)</p>
会長	<p>それでは、残りの事案について、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。</p>
田中主事 促進計画1～3番	<p>引き続き御説明させていただきます。資料7ページを御覧ください。</p> <p>番号1番から番号3番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、ながいもを作付けするために10年間使用貸借するものでございます。</p>
促進計画4～8番	<p>番号4番から8番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、すべて水稻を作付けするものになります。利用権の種類及び内容は、4番から6番までは5年間貸借するもので賃借料は10a当たり10,000円、番号7番と8番は3年間使用貸借するものでございます。</p>
促進計画11、12番	<p>番号11番と12番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために1年間貸借するもので、賃借料は10a</p>

当り 7,600 円でございます。

促進計画 13 番

番号 13 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 15～18 番

番号 15 番から 18 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、大豆を作付けするために 5 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 19～21 番

番号 19 番から 21 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、すべて水稻を作付けするものになります。利用権の種類及び内容は、番号 19 番と 20 番は 5 年間貸借するもので賃借料は 10a 当たり 10,000 円、番号 21 番は 5 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 22～28 番

番号 22 番から 28 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、すべて水稻を作付けするものになります。利用権の種類及び内容は、番号 22 番は 4 年間貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 9,200 円でございます。番号 23 番は 5 年間貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,950 円でございます。番号 24 番は 5 年間貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 8,000 円でございます。番号 25 番から 28 番は 5 年間貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円でございます。

促進計画 29 番

番号 29 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 5 年間使用借するものでございます。

促進計画 30～32 番

番号 30 番から 32 番は同一の借り手による利用権の設定となるもので、すべて水稻を作付けするものになります。利用権の種類及び内容は、番号 30 番は 3 年間、番号 31 番は 10 年間、番号 32 番は 6 年間使用貸借するものでございます。

促進計画 33 番

番号 33 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために 10 年間貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 7,600 円でございます。

市の公告年月日は令和 8 年 4 月 27 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 13 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局柏村より御説明いたします。相続税の納税猶予とは、相続等により取得した農地を一定の要件のもとで引き続き農地として利用する場合に相続税の納税が猶予される制度で、この制度が適用されている農地のことを特例農地といいます。納税猶予の適用を受けるためには、税務署で所定の手続きが必要となります。

納税猶予の適用を受けた農業相続人は、相続税の申告期限から 20 年間農業を継続した場合に相続税が免除されることとなっておりますが、平成 21 年 12 月 15 日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地につきましては、税制改正により、終身農地利用することが要件となっております。また、平成 21 年 12 月 14 日以前に特例農地の適用を受けた者が農地中間管理事業等による特定貸付を行った場合も、改正法が適用されます。

本案件は、税制改正前である平成 18 年に納税猶予の適用を受け、20 年目を迎える特例農地の利用状況について、一筆ごとに確認し、利用状況確認書を提出す

るよう八戸税務署長から求められたものです。

なお、対象者には、事前に農地の利用状況について調査する旨を通知した上で、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、資料 13 ページの議案第 13 号関係資料を御覧ください。

こちらは確認対象者の一覧となります。今回の確認対象者は 2 名となっております。

次に 14 ページをお開き願います。こちらは税務署から送付された利用状況確認書に、調査結果を記載した資料となります。

資料右上には対象者の氏名、資料左側の一連番号ごとに、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況について記載しております。なお、整理簿番号、一連番号税務署の管理する番号となります。また、地目等及び面積欄の「申告時」は税務署が管理しているもの、「現在」は農地台帳上の数字を記載しております。利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。作付けしているか、もしくはすぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は 1 番の「自ら所有し、自ら農地等として使用している」に分類し、保全管理中や草地などであれば 2 番の「自ら農地等として使用していない」に分類しております。現地確認をしたものについては、右端の税務署整理欄に「有」と記載しております。

現地確認の結果、一連番号 1 番と 2 番は保全管理をしておりました。

次に 15 ページを御覧ください。

一連番号 1 番から 4 番は野菜を栽培、一連番号 5 番と 6 番は保全管理をしておりました。

なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認するもので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第14号、令和8年度農作業標準賃金の決定についてを

会長

議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

妻神主事

それでは、事務局妻神から御説明いたします。別冊となっております議案第14号令和8年度農作業標準賃金の決定についての資料を御覧願います。

令和8年度農作業標準賃金につきましては、2月総会の協議案件において概要を御説明いたしまして、委員の皆様から2月20日まで意見を募集しておりました。委員の皆様から頂いた意見等も踏まえて、案を提出しております。

2月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、ほ場の条件や作業範囲、消耗品の取扱いなどの諸条件について、事前に当事者間で十分に協議して決定して下さるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案について御説明いたします。

資料1ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、標準賃金や料金を記載しております。

1 農作業労働賃金は、農作業を依頼した際の一人8時間当たりの賃金を記載し

ているものです。この労働賃金のうち、米印1と表記しているところですが、下に表記しておりますとおり、青森県の最低賃金が1時間当たり1,029円となっておりますので、1日8時間労働とし、最低賃金を上回る額として8,300円としております。米印2と表記しております果樹剪定作業につきましては、一般作業の1.5倍となるよう、資料一番下の計算式のとおりとし、12,400円としております。

なお、これらの米印は、公開する際には記載しないことを申し添えます。

2農作業受委託料金は、農作業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しております。まずはじめに、2ページをお開きください。

最低賃金は、6年度から7年度の上昇率が8%となっていることから、この受委託料金は今年度の金額に令和7年の最低賃金の上昇率である8%を加えた額で記載しております。もう一度、1ページにお戻り願います。

「畦ぬり」の項目につきまして、皆様にお配りした資料には「31円」と記載しておりますが、「33円」で記載したいと思っております。また、かっこ書きの「片側」と記載されている部分の片側を削除した上で公表したいと考えております。

また、作業名につきまして、「糶摺り」を追加し、金額は1,600円といたしました。

資料2ページは、過去10年間の青森県最低賃金の推移及び軽油とレギュラーガソリンの店頭現金価格の推移となっております。

資料3ページは、当市の過去10年間の農作業標準賃金の推移となっております。

資料4ページ、5ページは、青森市や弘前市など、県内の主な市とおいらせ町の比較表となっております。

資料6ページ、7ページは、三戸郡各町村の比較表となっております。

資料8ページは、東北6県庁所在地の令和7年度の農作業標準賃金比較表となっております。

2ページ以降の資料につきましては、4、5ページには十和田市の令和8年度の内容を追記、6、7ページには三戸・田子・南部の3町の令和8年度の内容を

追記しておりますが、それ以外は前回と同じものを添付しております。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

次に、日程第7、報告第10号、農地法第3条の3の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事

事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の2月分でございます。資料の17ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等16～15番

今回の届出は、資料17ページの番号16番から資料25ページの番号38番までの計23件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料17ページの番号16番及び資料23ページの番号34番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

日程第8 次に、日程第8、報告第11号、競売買受適格者の証明願転用届出について
会長 は、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事 事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の農地転用届出に係る競売買受適格証明願の2月分でございます。

はじめに、競売買受適格証明書につきまして御説明いたします。

裁判所の競売や税務署等の公売になった農地に関して入札を行う場合、農地を取得できない者が最高価買受人又は次順位買受人、いわゆる落札者となるのを未然に防ぐため、執行機関から入札参加者に対して、農地法の許可等を受けられる見込みがある者であることを証明する書類の提出が求められます。この書類のことを買受適格証明書といいます。耕作目的で取得する場合は、農地法第3条に係る買受適格証明書が必要となり、転用目的で取得する場合は、農地法第5条に係る買受適格証明書が必要となります。

それでは、内容につきまして御報告いたします。資料27ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

適格証明願2番 番号2番は、裁判所の競売に伴う案件でございます。転用目的は駐車場でございます。

申請内容、書類ともに適正であり、競売買受適格証明書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地

日程第10

転用届出について及び日程第10、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規

会長

定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しております
ので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事

事務局の栗村から御報告いたします。

この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の2月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の29ページをお開
き願います。

申請人の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ
います。

4条届出1番

番号1番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の31ページをお
開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載の
とおりでございます。

5条届出4番

番号4番、転用目的は宅地拡張でございます。

5条届出5番

番号5番、転用目的は駐車場でございます。

5条届出6番

番号6番、転用目的は診療所1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条届出7、8番 番号7番、番号8番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出9番 番号9番、転用目的は住宅1棟、倉庫2棟、車庫1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条届出10番 番号10番、転用目的は駐車場でございます。

5条届出11番 番号11番、転用目的は貸駐車場でございます。

5条届出12番 番号12番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条届出13番 番号13番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条届出14番 番号14番、転用目的は住宅1棟、店舗2棟建築でございます。

5条届出15番 番号15番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条届出16番 番号16番、転用目的は駐車場でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

日程第11 次に、日程第11、報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知につ

会長 いてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主幹 事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の2月分でございます。資料の37ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条2番 番号2番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条3番 番号3番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条4番 番号4番は、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和8年3月16日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長 以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時10分)